藝苑[illegible][illegible]草

二篇 三

内閣文庫
和書
類 三一七
號 一六
冊 四七
架 二三
函 五八

内閣文庫	
番號	和 31716
冊數	47（23）
函號	158 | 559

勢見天話草二編巻之三

御三家　御家門

尾張大納言義直公ハ源敬公と謚す[illegible]と
建せ玉ふ数をふ宗あふし御人こ元和の
弐目定めて附御家門方へ一至ゆるせ各
在寄せ上ㇾ行ふ子として御しまて源目拭
随ゆ有りる義直公十六歳といへとも
耳よ立一字さらせこれありとて由緒ある[illegible]

日本政府図書
内閣文庫

此下儒道の教道を見へは當世武道は右
仕りて学文を法様ありしへは儒者ハ中々能
学問書式目ハ御代の亀鑑にて陰陽師
叔も算も医法にいたってハ如何に定りたる
ものなれは書籍の義理ハ大方にて武
芸を好せ玉ひ諸士も法式の風を好
ませ給ふ又尾張一家に於女を禁せしめし目出
横目を附させて看日付を勤めさせ
ひとしたるもや　明良洪範

尾張大納言光友卿へ或る時将棋の者を申
上覧に此時法人を定め給ふ光友卿定めてハ
主殿の者ども遠ひかへし此時ハ諸見
こらへ又尾張北上下国家まへしくる
取付ともに政意をこらしまて又話に
昨日ふ将棋一件二番に定まり候
此時の取手を代指南し三件十番北
此将棋取手にて本し色男方まり下
上覧之光友卿定ひりハ第一件二十番ま

女中凡百すゐよ阿りし二萬と
いへとも男の方をよそへ揚出生り
おたやか中にもおりて法令もさりし之
去れて後あり聴能度毎にいりて江の
あまた給へよきものなり夫ハ女房に仰られて
いふもあらし何方無用の事と云ふ事也　朗

洪
泥

尾張中納言綱誠公元禄十二年薨去の時
御合力米彌増て義を定て旗本へ

として八十三人を記し宝永ころ迄の御
奥ハ御目見え以上以下の者とも一し
置きし上にも書を添しも其儀にの如之
を以て恩禄有無の内に　今且又は語之
男子普通後見なとハ万端にて云並れ
元之乃小姓まかされよとて内女中二人有り
千代姫君は隠れの附女中多くこ屋に於
下の儀ある前にての御用務の尾張より
出来れことと町屋敷より御りしより其女ハ

若年の人ニ及ぶ所ニあらず然るニ霊徳院
北則を志して親ニ事へ是れを読書
時ニ従りて民ニ施し道理を推して
深く人を愛し今の人ニ孝行を勧め
常ニ学を尊び善を好むにて之を隠
への心を察して公然と人を敬ひ給ふ
とも識の大丈夫ともいふへし又御遺
も書を著し記録の類を編
むへし　　明良洪範

紀伊大納言頼宣卿ハ東照宮の御子ニして
御母ハ万の方と申す大力ニて勇猛にて生質
才智兼備にて度量大ニ又君の御覚し殊ニ勝
剛毅明敏にして且徳沢普く及ぶ尾張義直卿
と頼宣卿とハ天下の左右の固めとや申ける
右の遺言に拠りて江戸の藩屏へ尾張紀州
を以て三家と申し三家一統の御事也
之頼宣卿より南竜公の御事ハ此父君
清操元より文武の御器量を御兼備ありて

ハ佐々木中務丞輔　貫ハ永島山前松入道多胡
山名甚斎入道　樽事山崎道禅所之好
丹後守　城和泉守　塚丹後守なとの　武功
此等は御手本類　之出来ハ日本大観之　糧資
入道　浮人水無瀬親具入道一二木さ下中光
坊天海　金地院伝長老林道春法印入木
道等のみ　文学武道これ敷ハ自然
政要御書五経史陣の評論平家西遊法華
記東鑑　又源平之界六韜　兒要語此如

〻能夕の如愚古今堂洛良九明石壇又郎
子欲李靖の傳義家能喜附所の昔
此如〻ある〻を能道仁以伊勢〻江
也是文武此事ハ不及中詩歌等在記非
此道とも〻其修法也是〻修〻てあ札々
進代無及其時元〻無以参〻之　東照君
天下に一統の後以来七十五余以後界まて
毎日以馬を所陣施之放的さ其事
さての射以を　能道仁以御加〻以覚也

武士の右少しも無油断武藝ハ不及申
茶道ハ古田織部　宗務織田有楽入道ニ示
東流并ハ観世里重入道金春大夫ニ其
節を以申ニ好しき之蔭ニ御近習衆へも申
ハ諸ハ人の目ニ掛ニ編ニへうすいよニハ
人　業心
武士と遊惰して好るゝは
やさしく見ゆる也殊勝なる
此類のものを示をねへしと以示し候也
南竜君並事
下口

定れすへ人を文ニへるの批判ハ相成ニことし
御心得也
紀伊大納言頼宣公元和二年正月織田有楽ハ江戸
へ年頭の御礼ニ伺以て駿河へ上ニ参ニ之御目
通なる　権現様御挨拶被遊　頼宣公へ
御の京ニ参を御人名茂ニ其申　頼宣公
来御の京ハ在御子に成ニ有茂ニ茂ニよ有召
定至しきニ　権現様田中御放へ御尋
座ハ織ハ御も以面会申　御の京ハ御ひとへ

ゆへこれ御遺言なりし故本多の田中より
権現様御遺骸二三日ありて駿河へ御移
御廟所御神葬にて御移りて宇都宮迄
御逗留ありしに御霊魂御山の内より日光
山の原を以て御尊骸を妙覚院
これより権現様御霊を勧請なり
下野の国二荒山に移して御霊を勧請有之御造
営ありし四月十七日御鎮座遷宮相済むゆゑ
毎年御祭礼御入部御歓の上御建立之後

式事を奉し給はず九月十七日臨時の祭あり
是より後毎年御神事の儀不怠二三年
此日は仏の原を以て毎年九月十七日の祭礼の
御神事の儀は御出家となりて未だ
り無退轉に候ふよし定めおかれ此外御自身賛市第更
ゝ先祖の志へもよし御満足
先伊太納言様宮人寛永元甲子二月本多上野
日光御社参大葉氏殿まて松平久七郎
廣絵之事并伊賀忠晄まて寺泉にしなさ

彰宣公には少年より御馬術を好み給ひしのみか
八才の春より紀州の城を出て出られける處
先年下国の砌りと申す人に誠に付の忠
臣に武士なりけるが此人を御招き
仰付られ御家の馬術を教授せしかば殿様御子をも
御乗馬になされ其中一人を男子さへ仰出し
荒井と云ふ者を御馬に乗せ高名を
あらはし御乗馬を付けさせ給ひ
紀伊大納言彰宣公凡馬場にて御乗馬をならし

たる時彰宣公御乗馬にて南北出口橋へ
御入来の時御馬を引連れ給ひ大手の方より大門より
て百間長屋の海辺を乗廻り往還を御覧ある
に其所は柳原の下より北御堀の際にて御覧あり
北濱へ出させ給ひて羅紗の御羽織を召し
青茂の御馬にて御下人に長柄の傘
持たせて御乗り給ひ蘇芳の羽織を着して
見送りの者共御羽織を召し傘をさし
歩行にて十二三人ほど御供にて御通りける

を以覚えしが此度ハ辞退より細川
越中守と云は仕立る事を見知り少々習ひ
しも又何の甲胄をも見知る事ある事なれて
扇子等に晒して肩衣に傘をさし出して
少将の志忽の様を志を不浅感じて給り
へしと利発さよ何れこそ武士あれ小切米にも
修行下のうらへ黒服を着き屋へひつこ来
履も柄の傘さしかけさせ卿絶句やつ
くる御家の前息ニて仕立られ賢息も

志せてとも少かは並稀なる仕方ハ一段能え
越中守も流石の仕方を見てやれハ奥も
しきとと何ふせりけれ

紀伊大納言ハ東照宮二男左中将秀康卿ハ天下
北の名高大坂両陣にも一番一揆の
武勇を揚一ちうの武士を仰一の名の甲
を据へ名高勇まく候事御迎に若狭守迄相
申されハ権現様ふりにもされ天下の名誉
ハ汝が骨へ此勝負を成事も守其中にも

なるの評判よく諸人沙汰す事へ此方宝の武士と
は穏かなる御政は此上して太平の御恵も
言御老中とも申して将軍家に此度ひとくに政事又
申すけれは此者中納言殿へ今後の合力
なんの其ものも下されるは度しも上ふ御下されも難成趣
之世為福の序をを費事に入て今般を
かりけりて序まゝハ恩顧の者へ取り方へよき
此段よまて取扱とも見して取ても恵の序ありけれ
とても譲りかねしに御前も方のもとに候

紀伊大納言将軍宣位上方は山海に普段にて
厳道は老師文判の古事勤と経ることの
何紀元より京へ此段に参る者此由趣
當段の判形に将軍宣位に此評判形も又交て
存せすして見てまに普段流見て此判ハ此殿
ありは大納言も此師の総のは老人の判之
総て仰外老年の判之とも彼は度未京より
此度わ上る将軍の評判を受取判と見する
ハ未達下に之と其事は将軍宣位得すハ其ハ

御旗本之者判を返留の小屋をとして写
させ其の判をハ分けし又是式判とよ
物ぶ々化帯すとよ之趣きも然る名乗る子
もし数寄者の作知米に継ぎ年寄衆免
證しけれハ且ハ加ちの善悪院ハもの大
名人之として候ハ

紀

伊大納言殿判形之慶安四年四月大猷院殿
御他界之七月江戸浪人由井正雪叛
逆を企紀伊大納言殿の名を称し判形を

似せ謀書を認浪人丸橋忠弥芝原五左衛門
以下数百人徒党して焔硝蔵の薬を奪ひ
河原十郎兵衛ハ與して徒党人数にて沖へ
押出し埋火をして鉄砲の口よりも先方より
火を指し其ま火入して江戸中を一度に焦土
となさんとしたりしか徒党の内林理左衛門奥村
八郎右衛門同七郎右衛門番頭ニして松平伊豆守殿
大須右京太夫基綱の方へ浪人出立人為取い
たし丸橋忠弥芝原五郎兵衛初として徒党人

召捕ニ成由井正雪ハ駿府茶町梅屋太兵衛
方ニて自害せり扨紀伊大納言殿の御直判の
謀書故正雪浪人ニ渡し置しニ在
此節中ニ何もこれハ一大事の訴ニ付これにて
主殺の志願或ハ密状ニも之有而紀伊殿
ニも御嫌ひ呼ひ出し状にも御目ニ付実ニ君紀
ニてハ極子細ニ于何ニ極子悪敷ハ半子
御嫌ひにて召捕ニて夜更の上長州千人ニ御縁
の役並ニ付事隠し正雪ハ御念ニ而如斯ニ御嫌也

御行末ニ尾張殿水戸殿紀伊殿ニ城ヘ
御登中州紀伊殿御家ニ而浪人ニ被頼候浪人大
主家ニ御直判の状書遣し居候処自然御下屋敷ニ
主家ニ尾張殿ニ御家ハ何れも紀伊殿御家臣大
事を見て云ニ付浪人共力を尽し候哉
是ハ今ノ謀書ニ而これハ紀州殿事ハ水戸殿ニ被及
必定謀書ニ而此節の事也其節の札ニ而也
此度浪人共集合ニ而何も相談也ニ而
城ニ参候一件ニ而井伊掃部頭殿登城之節并西丸

讃岐守家俗松平縫殿には此度訴訟人
桜道理諒の次男御前にて大秘伝の
申状形色を被下去る所より記得て圖判形
形勢なり然るに今ハ彼状とても未だ御披見
仰られ忠義也末々まで伝はれハ御自筆なる
の事よりは家臣まで忠義無ふしても然らば
主より御ハ浅慮人々又外様の大名の判を
似せ謀書にしけれハ三代の忠恩を忘れ
君への義を遠ざけて逆心を企けるとの疑ひ

まで免しは證拠も判を似せ逆心の企てあり
けるよし家来より訴へ出る故家老にも思ふよしある
所よりては深しからば又前後を考へて此疑
ひ出けり私記頃もしたる所の勇士
にて候ハ左程へハあるまじ其事家臣たる所細かに天下
知食の春日おもむけの事どもにて候の由
まで此種抜て依れは居住水戸を捨
此者也しも一旦は思ひ感じけれは私定々
大家まで実を感じ又ハ智勇剛強雄

余をおそるゝ事古今無双の名将にて上下
手を握りける讃岐守豊後守何れも紀の
主として紀伊殿へ御出て法殺逆の心企ある
御詮判を御出来一入重罪の者なれ共ほ
莚は営利罷在御免被成頼宣公先
之始末中々鑑にて見る人には壮年の者の恐人は
頼宣公へと仰ける何れも頼宣公の御勢は
篤とおもひて天下の諸人は頼宣公は智
恵も深く仁者は之人にて御座候中にも

皆中の口より出る之先井伊掃部頭殿も語りて
酒井讃岐守阿部豊後守松平伊豆守同席にて
退出ありし讃岐守申様掃部殿にはしらぬ事
とて只今紀伊殿へ挨拶せられしかれは
掃部殿之御前にて挨拶何れもなしとかゝる
事ともしかるに此時の仕方天下に恐れ
頼宣公を恐れ感せらるゝもの有り

紀伊大納言頼宣公　大猷院様御代慶安二年
此春頼宣公は在京此処尾張家の亜相の亂也

大事ニ及候ニ付中ゟ右様ニ申来
り候条勝手ニ候右の所尾張様ゟ御指図有之三月
ニ相成候条勝手次第ニ致候様紀州様へ申遣候処不
存寄儀も無之候ニ付其段紀州様書翰并尾張様
ハ不苦ものと御承知被成候而左中ゟ申出候其
ハ御ニ成候而相止ミ候紀伊殿ゟも申来候ハヽ条
御手段ニ相成候之 又 左方様ゟ申入候処中根
壱岐守自筆の書付を以て紀州へ申遣し候様ニ申候
事ニて 左方様の御同意之由申来候ニ付其の

頼之右壱岐守 殿中ニ而総州の了簡ニ付何れニ
成候而相談之上先達而申遣候通
若狭守并紀伊中ニハ定ハ上書ニ而取繕候而
決定退去之事の趣ニ而相伝之趣承り候ハ
壱岐守自筆の書面ハ同紀州様ゟ之ハ不下
此方様ニ而相済せ候上紀州様ゟ紀伊殿ハ鍼灸
ニ而御取次之通ニ而相済せ候上ハ紀州ゟ御聞届有之了処
決而中せし候ハ以後とて紀州様へ相談候
拙者ハ元ゟ何之事もし候ハ若狭守申入候

有之候とも旅籠等にて遠慮いたし候之様
に承り候に付甚彼是申間敷と存候へ共宿
と被存候火急の事にて一つと被存候之
紀伊大納言殿御定明暦三年丁酉年正月十八日
江戸大火御城炎上厳敷風烈にて西丸へ
も移り候に付紀伊殿より以使者被申上
千石船にて品川へ着岸いたし置候方へ
御避難被遊候様申上候處老中方返答其
以て松平伊豆守申上けれは右之段紀伊殿へ御謝

遣候にて江戸放火之中海上にても如何と思召
候而右船共御断之儀有之上下安堵仕候
右御城炎上之節は万方御固御堅固被定候
以尾張殿より以尾張殿へ以被成天下之御様
御落し候而尾張殿へ被入候は尾張殿
にては華奢之附にて御中四ツの尾州家機
御深意有之甲州及に入候を御中へ申又
有之由申候に付言々御称号にて被定候
にて此以天下御免ニ而は入候得共外

ここに入る尾張様よりの国府　三方様の
御機嫌にて候とて成ばこの事由へ相定に
にて尾張様の土界へ入る所加納九十郎京
御向殿を出で此の下の出地をも此の如き所へハ御手
ハ草結城之御事とて入しを尾張様の御
相手を見して相手を取りしと通ると丈分
尾張様の同律にて　此上の御所へと成る城の天
守の九中にて焼けて尾張様にハ此事とて思
立の様子にて　是ハ如何成事にて此の義成

是の様より尾へ入りて相定ぬ　天守を此の上
ん成代天守より此の事を成る成りぬる建立し
此度之若とて尾張此の如くの事へ此の様
之城事とも成　御傍様より三段の様子の所
清魚にて三国の面々を御領へ入る御様子より
見ん此の所原田市千郎牧野ら其に入て若
とて大名方にて此の城之様代成る此の眼色の光
すさましき此の家色よ有　之段の様子流
之様子を見れて一応内之所へ市千郎

御座之間ニ而先之御祝儀ハ相済候へ九ツ後の
物頭衆ニ而御用掛り之者出し中奥役称之も
まや而表坊主共ニ御目付衆御広敷役女中向を
以御広敷御用人を以御広敷番之頭へ申達する
紀伊殿御簾中御附人中老表御使番御用人衆
以御広敷表御用人矢縄并之へ御附として
使者ハ御広敷見合候様之申上相済之御広敷へ
御広敷御用人申上候御使番源五郎并御膳早速
中老之へ御大御前之御広敷家老へ御断申上

御目見ニ而御返上中老ニ而差出し見せて中
御使番ニ而先へ御伝候へ之御老分を拾す
之節目録の御附之御広敷番頭右之段を奥御用人
御前之者へ中臈被成候ハ請取差出し申上候
御前之者表使并女中ヘ差出候様申上候へハ
本丸御使番を以申上ルへ御断申上候へ其方
然ル御前之者御広敷へ中老之へハ源五郎中老へ
先方ヘ申上其本丸御使番者今般御用相済
中臈之者表使の女中中老へ申上候而申ハヽ又

此言ニ布袋屋使者を書院へ通しけれハ心得
されはし源五郎不思儀ニ思ひしに先刻渡りけるに
此由使者ハ今般廣めけれとも申上ける又此言ニ使者
を通しけるへときは猶去衆来れ次の仕度悪敷を
思ひ合論ニ及ふ不儀ニ布袋屋家来罷出濱花
りうかゝ目を睨み思案し源五郎ハ只一思ひ扨ハ此念
の入しは此思案ニて此とも外ゟ又の所ニて有し
こゝにきて細ハ布袋屋秘密れ居るか有りハ使者を
呼留ハさまれ間の前ニて是非の封を切れ不残

ニ使者を通しけるへと承り度の由言上にて
布袋屋使者を呼よせしに程なく源五郎
仰せ渡しける使をいはれ仔細ありけれ
罷越し布袋屋使者ニ申ける者此度ニて源五郎かへハ
思召御入通り此封印の儀ハ使者より申上る
通し使者の目前ニて此趣ニ付き布袋屋封
を切し物ニ封印を使者ハ此趣ゟ相渡す此一
覚書を以て後ハ使者へ申達し此封印にて使者へ此度の
使者捌ハたき源五郎手を挽て御所聞ハ

以て智に通事とききし凡夫の及ふ所にあらす
又佐々木か智恵も有難きよしにいひ伝へしに
なしといひあへりし中にも平家及ひ西国まて在ける
と有ききしまてには
紀伊大納言形見に婿川に合戦の時南殿にて鎮命
三郎義景に家来二騎　梶原殿を目に
け家臣切てすくに引けてかり度まつ天野
三郎未た若年より夜合二騎の敵を切とつて
ひとりの口の内に一言も申さす地獄にたふれ

何にも老を会者定離といへるも法よりも無き世の為
諸々の成仏は此世の御事乱れ丈は然るに道理あらし
まて此の佐何も一しとかやいへは誠に法縁なれ
諸々やう御前大劫は道理外様にて居る
又感しつゝ下しけるに此の外に道理に感しけり
大劫にて侍る名将とて若き者も是方にいひ
し詞をも若者しも此世のあらはれにける道理
まへきと卒爾なる事にはよらす
法化なるへし

紀伊大納言殿御室仁先年御寄進被成候御扇家
御形見成候由申候古今京都の古今九
郎大夫様御所望に付て播丹後守寺
北殿より出し候播田九郎右衛門當番にて借
夜話出候御室仁大坂御陣の時播丹後守
手前の物を所望被成候御出し丹後守方へ大坂
陣の時御忝書拝見仕候九郎右衛門より御尋
せられ候而此方より御状ニ〆申候方より参りきし
二月以九郎右衛門殿へ状を見て如此三点拾右

云伝二度候處ハ御所々に御座候書立候状にて
以丹後守手前より被遣候右状を返し候處
丁申候ニ付九郎右衛門江戸表へ被仕立紀州へ
御座候故播磨守大坂御陣の時九郎右衛門より小田
原まで参候所に而江戸御用書を遣判状右
弥左衛門ニて相尋候上にて御書九郎右衛門様
紀伊殿兄弟衆に一ツ状の紙面ニ書付候ニ付
大坂表播丹後守手前へ返して右状差上
此状を一代之内反古ニ致間敷事也

此度丹後守とかけて北條氏寄合
ゆ派にも方てるかの名字腰をかゝりてよる
世聞北條をうつてこれハ初めの北條も是又をこしハ
かねハ九郎左兵衛義経の家来ハ不覚悟常陸
北條入中よりの以前の海路にて海道相模
へ攻落し大海道見せ紀州へ流罪
へる者共をつけ北條曲者入中此者牧
見せ二冊の北條をもつて見世初めの北條ハ大中
しれ九郎兵衛へ入中海をもつて男難敵し

能久者ゑ忘以て出来るは一命をかけ
一つの見えまでも陰入ともいふとかや之
紀伊大納言殿のよしみハ中
此又是陰謀の事ハ
浅黄錦部の
見
並是論新芦川上達

又是れ謀叛ハ何歟

方より出せて差申候思召にて入候とき
此方よりハ彼掛銭無用に致し其方より預り
差さて出の手紙一ツまいらせ候通恵して大
事に預り掛銭を差出ものとうき夫迄
右日済も有候無沙汰相違せぬよし申付候
出し出しにて一段文を掛銭次第に無用に候ハ

水戸中納言殿へ奉房公御申之候に付江戸大火
まて御屋形も焼亡致し候ハ、去年も又大事の
御書物も焼亡と申候源九郎後段亦去年いまさ
若き手に候て焼の中へ火入から〆して被仰
出物にも出し候ニ此段御存候大事感し
源九郎ハ此様なる御用にて候ハ貴し江
拵ハ宿を申上候へは奉房公御悦被遊候ハ、敵も
何分にも宜敷御恩賞中宿宿へ御廉にてへ九
火事ニは幾度何にも心中もまいらせ候との

之は孫九郎をも賞しけり又命して庭の中
にも花は花飾りし櫓の中火の中をも
いそきして走り入書籍を出しけれとて
何ともなしと家従の常に預りしかへき
やと思ひいたし出置きし方よき御に参め
かへりしこの事をきゝて被召て扶持され振
まへりしか給りをうけて何の御恩賞も下され
けれは　桃源遺事

水戸中納言光圀公は威公頼房公の第三の御子
にて水戸の城下三木仁左衛門か宅にて御誕生ありて
御誕生ありて成長なりつてよりつねのわきまへさる
は生れ得たる御器量にして世にまれなる御器量
ありとかや御幼少の御ことにてひとつして御勇気あり
て月日ともいはまほしき御目のうちは目ぬくしろ
長く大様の目の少し細き方にはおはしけれ
近くかゝはりよりのつきの目まておきかけ
御眼にはいかにもましきことをとりてたふく

されや陰筆なる中へまゐらせき其時に
せうせう男のきざし有へ阿りて其者は面山へ
其原にて成ていはゞ破はたん成其髪はなはだ
うらいしはらす肉之又は痩あり道は〳〵
ほ目中眼まですきしはなちうなるくと
は孫いうとなへいは目のうらりめきやらは孫
いうとなきる内らうめき不中には又は体は若
其側ますます高まる兼徳仕ります徳は孫いう
まきれ社説にては必目さかやりに又は孫いう

感じては此足指にまいりて候へは其病状
其うちには此孫いふに極まる肉も右様に其所
はまつきに来れ其うちはすとも〳〵も此孫いうはと
此孫いうも娘さる名こと諸されし遠へ中には又其方
と娘つしかま十六七九歳に其の〳〵しては也く
此道には〳〵ともく其秘を承り候は此一生の内
百年せハ〳〵〳〵しき其事これなくて地震
大雷大火等のせうへ入りては其所へまいらんや
すぐすくも此なく其へいきしは其気絶いたして。又

御座に又御食をさゝげしめし候ハ上﨟の
まへすゝみ出てあんないし御膳之次第
御給仕又ハ御膳立なとの時分にも
まうけしもらとみやきうしさき扱ひて
饗食のむきゝにも御心まけに心得し其是ハ
御儀の為又ハ御連枝方におよひ御家士
とその人々も御けりゝめつらしまとめ
侍るとて書し中に又御恩恵此深き事ハ
ましま不及上中下共に此人々に御對し御時宜

今は御寺の此あまれ又武家の事につけ
も候しやうての流れにのりてよし御座にも又
性学儒学ハ白編備ても此佛学神書
醫書算數倭文藤原何和文和哥
武藝にいたる事なし御縫と縫にまさり又天文地理
禽獣草木の名くハしく御名にも亦と古
此外後式庭芸にかしこく此處にの此
武家の禮式におよひいふき思ひもいたし
女の能し御務に縫に又御細工御縫御料理

申し継きに称し平和に御多分のこり有之けるとぞ

是を畢す　拙作遣事
下同

水戸中納言光圀卿東都御幼年にて相府卿

此御世継ぎのましく定められしに大樹家光公

此上意にて中山備前守信吉（出羽守の事より老臣）

之御附に成　水戸へ下りて御子様方を見立申（御附の家老之）

まうしくて光圀卿貴卑を御気にかけ爺

と御傅にて取は此御頼ありの中にて御相手

申すしかれて程なく御前にて江戸へ出られ

後に御世継に御定なされし同年江戸へ

登らせ給ふ時此御家来にて御供

水戸中納言光圀卿寛永十一年甲戌大樹

家光公へ始て御目見へ之時御手つから

御贈り文昌星の像を進せられ

に御髪長（?）に表具し御文庫に納られ

光圀卿中まても大切にし給ふ世人ことしらず

人是を以て見しは文昌星を進せられ

いませんは此は奇瑞のことに人々申伝ふ

武州小石川邸の御園〔後楽園と号す〕に堂を建て
件の像を安置し給ひし年小石川御後
園のうちより楼の古礎をほり出して感応
〔相房石 此は僧〕新羅の古瓦を掘出されし五條
浅草にて世にひろまりし入て西山公此〔西山ハ光圀卿の御号〕
御心を悩まし給ひ人の為に波羅蜜経を御納め有し
納められは右の楼の古礎ありしハ御庭前に
西の方に行くこと此月四町去りて行く道
あそし水あられ書置ありて言葉女ようにて

あとハ申しつかうき給ふれは御前にお縁
至るを初女房並甚恥しきことに思ひ又ハ
老女なとハ御機嫌にいかなれとも尤も抱かしめ
ハ前に老女なかも御伽りふして御座を
御立を頼し一と時相房ら是をさらして行く
とて御供を御さらけしは夫を請し
暗の夜に出御こし御所へ御出御まいらし
或は右の生御尊いて御来し給ひも御初め
也く御身にかかりまもなく其を御夜御出す

国立公文書館
National Archives of Japan

し道にて二三ヶ年は体は粉宗主成粒房に
御氣色にて有れは服着を遣ハし進せられ
水戸中納言光圀卿は初年の頃は兼て思召き
あるよし付頼房卿御識の為武州江戸浅草川
へ出行有之て此川を渡りこしと思召まして
頼房公光圀ハ川へ出かけ入れ光圀卿へは八的
こゝろは語りしは名余りしは敷浅はは
頼房公は氣色有て二条小坂浪宗近か江
標物を遣わ世はなりても能は宗諸芸は

然用亦武種々
光圀中納言光圀公御前に於て板垣宗憺森尚謙
ふり偏遠挙ありい近く承れ住よ光圀は承れ八世上
ふて氣遠なる申ハれ凡て云病之夫ハ病人
といふもの之今去りては病るしくて五倫を見
これ者は大事気遠と申しつし御承れ
水戸中納言光圀卿に昭て史記の伯夷の傳を法
ませ御感ありて法丈頼房公此法世継をハ
御兄頼重高松へ立て成られ光圀公は世継

此度ハ甚御苦労ニ存候思召ニ叶ひして
此婦娘ハ御纏りし上被成候の此執念かこ里申ね
此所まてハ学文ハ御好ミ被成候今年より
御精いたし被成

水戸

水戸中納言光国卿寛文七年丑七月御父頼房卿
水戸ニ於て御死去被成此大切成御親子之御夜
とりをまて看病ニ御心をつくさせられ御
病と成頼房卿薨去被成て御後生の御頼頼房卿
此葬祭ハ儒法ニ其年九月御葬送頼房卿御なきから

光国卿達て頼房卿へ御孫執参候迄て
御對面之時日頼房卿御遺言被成候ニ御遺言
御光国卿ニ三百日御食をきこし召れす候外
御哀傷被成候御葬礼ハ御儀式学ニ儒法ニ従
瑞龍山ニ御葬ニ御廟を水戸ニ御機用ニ
御建御神主を御安置被成御神元御忌日ニ御墓
祭学遊し其のこと毎月朔望又ハ御附
初有御代々御循ニ今も守り給ふ又武
江戸ニ而ハ御屋敷ニも御神主を安置被成候

土州様ニ於ては新房公より御志のうへをも存候へハ
去る十日 新房公御葬礼の節御座候ニ付御棺
御遣し ならびに御名代を御勤被成 新房公御遺言
につき 土州様左京亮様御目通り被仰付候上 更
御養君田代ニ而左京亮殿 養子を被成して
其外の御恩厚き元としては 遠坂への御使者の儀
少しも御分り無之 自分左京亮ゟ差入 御出立にて御家
ニ於ては左京亮を嫡子ニ被成 代々の続としても
其外者子々孫々理一ニ 御家禄の高を頂戴候旨

仕候て左京亮を嫡子ニ被成候 近頃あり候やうにハ
之を安心致し安堵仕 御宛の義 天下一統ニ
御座候

水戸

水戸中納言光圀公 大樹公御継嗣 上意によりて
御三人御上り候処 御前御名代に相成候 之ニ其旨ニ
上使 何事へきと風聞いたし候を 御相成候処 光
新宰相殿を差し上め御参府の御方を御招き
新房公御補佐の御名字御伺のめ 新宰相殿
御宛之はい沿目の 上使御沿ハ御承知被遊候の

織出来候つゝと存候 松尾堂の家として
当座より取扱致候事故人々に知られ 松房右
御上の御用をのみ申付なへしと父子
共申候事にて候やうに申候人々に評
判申へき候と存候まてにも存候ニ付而是中ニ夫々
談し候へは其段御申付を相頼候所 手前より
まいり候も若氏様御取次下され候て御頼申上
候由にてそれ御請取仕置に世をのみ被下と
よろしく候て被下さん事松新蔵殿ゟも急度

御詞をそへられ御取次をさゝれ候は光王右
先達て申上候御事とも有之候 御存を以退出申候へ
御入候て御意を得候 松尾殿御挨拶以後を被申候へ
新蔵殿に御約束被成候は是非松千代を光王殿へ
召し出され候 御息女様をも相待ち候はゝさる
くは事大切に存申候へし 其儀御頼
ら御意に候 新蔵殿も其ひなく御申松千代殿
を光王殿へ御申候て之 被仰 謹言 日の
上使御家の御色 御請取 上使

松千代の家にかくれ居し程の代官なれハ身の上の危さ隙を
なさの連枝並にかくのことくなれハ
御由緒を仰付られし所寛文にはいまた見ず
此の方へ進せらるゝの由なれハ隠されたる事をさし
置れハこゝの所ハ光圀公のみの御誓の精とぞ成し
ようの家柄ハ小の所にて其方のまゝ何となし
召おかれて置之其頃房公の御遺言の旨三年
此の度綱房公此の仕置を申されハ御恩の御沙汰
又光圀公の御志とゝのへの御所へ御願書
援方の庶民の御由緒の旨旧恩を思ひ

されハ夫しての云まひと成ぬ
水戸中納言光圀公元禄三年庚午の秋人々に給ひ
は御領の雑穀を御蔵へ入置凶年の時民に施
し又其年ハ下々に至るまで鰥寡孤独を
憐れやうに施し給ふへき御事に依てはさしき
御領国をせんさくし給ひしに鰥寡孤独癈
等の男女二百七十四人これありけれハ例の如く
御扶持をくたし又役人に仰付られ牛馬の病を
て用ゆることを喜ひける民ともに至るまての

伺科をとりたく是よりして今まで出の
か程之光陰に捨子ありて度々かもしらしせ
ともかく同年十月十四日光陰に仍賜るべき
かたわら読み之日中より捨年傾くまゝ経
ともかく日かは詠しとかくは歌よ

ふる山のかすみふりし雪の朝に
我もこのさとよりまよりけり

同年十一月廿九日水戸へ入けるとかくて江戸を発
かくて庵にあらし

我今年致仕帰故郷仲冬二十九日
夙発江戸之邸臨別賦詩遺男九成
文不加點信口漫道一笑胡盧
元禄庚午冬遁跡東海濵致仕解印
綬継作葛天民盤旋廣莫野一洗栄
辱塵昔従首陽蕨今羨呉江蓴三十
有年来夙志忽欲伸予去又何處不
不知再會辰嗚呼汝欽哉治國必依
仁禍始自閨門慎勿乱五倫朋友盡

禮儀旦暮慮忠純古謂尹雖以不
君臣不可臣

右の詩を張濂といへる人に遣し候へて申候
加様なる事ハ御懇の方へハ頼入候やうに御座候方へ
は自十二月廿日より御出被成候様にと申上候ハゝ七日
迄に二十日の中ハ御断申の御返事被成候得共又々男
三男迄御座候て伊織へ御渡候自然と御申例より
も御出し候て其後御出被成候て御座候ハんと存候
はいつれ御ゆるしいつにも御かまひ御勝手に候か

かくて二ヶ年の間ハ御尋ハいたさぬ事に候
申上されし上つき今程　大樹公の御清めの
内に候はゝ御いたし自然御申上ても
御座候ゝ其外御出候の上の
御閑談御座候ハゝ御覧候ハゝ御閑談の上の
上への御はなし相成候上ハ左候て御座候
余りに御念の御事ハ御自分にも深く
たしかに御取置候ハゝ草中へ御渡申候可申
事と上中ハゝ申候　右の御遊ハ御免被成候

隠居仰付られ候得共御遠慮も無之
我儘の段御聞及ひ候ハ猶又是迄之通りに而者
御為に相成らす格別之思召を以て
猶も以て此上の事共有之候ハゝ御咎めも
隠居ハ以後何事も無く慎み罷在候 辞退
申上ると上意の上申上候得共御請不申上候
御申立の趣も有之候得共此上ハ是非とも可有之
候処猶又御違背之儀も有之候ハゝ退隠申候
此御沙汰之趣を以て御沙汰之御事被仰付 隠居

以後ハ御身に差りても相当之御清事
しても有るまじく御取計ひ可有之旨 上意にて
水戸へ御帰り被仰付 御家の者共へも御申渡し有之
申候所 御承知被成候ても猶又御遠慮不
無是を請て一入 御歎き被成候に付御沙汰に
今しみの御事とて御安堵被成候様にと一入
此是申上候処御家督御相続して二十
年に被為成候処御申上候御事に御座候
此後方々も御聞被成候御事に御座候

人多くなきつき性もなくて剃道年よなう
何にも困窮なく過ぎしにふとこし一人として
不足なしきにほ心にもつきてもし平生起るまに扇
に依意れ安すしに少持は何もなきの血を並ぶ
比婦縁すそれ自目不運者をはかる夜して教
年毎には依きなき家老め前すらの者
多くそしてとなる請作に絽方を言子にして出逢
まるれは下手と不幸もりて子として卒をしれた
まきはこまめ物を出ら世あ寂しに食事を親

比色女郎名を渡りしは依り称する女へ不取へや
立ちすと成るころ年月を送りしは前手に渡来
まし依よ思ふ事よに數々すて今ぞ何ひなと
一生の身を里をちを出すもは自分以後もち持すに
依は人物よまたも身動を依よ一身は一人れ
徹いもきしも改とこしの人にかは物を知れましょう
もう事りは皆様世の人所へ何も君には形
い水水よりもかきとらと人まよりれまをくつると
ますと云たとつもれにも紛れ思ふは又後世の

擧たるに終るとハいへとも聊もいたらず一まう万たとへ
おくしたる者まれんしては其この仕に万一の
義もなくしは子のそれまても人をまに討死この社
し道を面目になしたるも知るへきもの也一
命をたもちん事るハ士の職分なれバさしくして
称しからしきることく血族の事ハ盗賊も
道を知らさるの士の方にて出てんいふも無所
此の川通りも忠義にあらまも知りとも勇あれ
若死しても忠義にかなふをも知らす是死す

へき所に死し生へき所に生ること也然れとも
此所か死へき所か生へき所と云事すこし決
知しかたきことなり一毛ちりほとも大なる違なり
あるものゝ道を知らさることをもつて聖賢の
教へに知しきとしては何を以てうかゝはんや然ハ
それいかなるハ学問を勤君臣父子夫婦兄弟
朋友の五倫の道をよくまもり篤実謹厚にお
勤へきものゝ所分を立るか常に治安に乱を
忘れハ治平の世なるといへとも右の心意

をかうむる人〻ハ不残申老若の女まて感心
仕る所に隠居を願し御家を相続し給ひ光由に
ニ而御隠居被成候ハ正に御座候へハ遂居
を成されしより名を義公と申西山ニ御隠居を
御むすひ御ハかりに成候ハ其元にて御自ら
西山の隠居所にて御掃除し給ひ諸家の御かけ
くまなく御仕の男女書すこし多くハ為其
まて江戸小石川の屋敷にて御隠居を召給ひ
御称して御隠居被遊候も御病気にて御逝去被遊候ハ
隠居めされしかハ御かけを批判いたし申候ハ多分ハ光圀
卿の批判いたし候ハ多くハよきつきひの事にて候
多数をも見のかし事に入目をも用ひ申さる
御事あまたきこへて候ハ多数ハ御定め不
之成候

水戸中納言光圀公

大樹綱吉公にも上意を以て
江戸へ御参りに成候御事ニ御登城被遊而国大
事に付御隠居をも御勘弁光圀公の御事ハ
御手諌言仰上候仕候のち光圀公へハ其の

に御館中へしくおもひて二個領の上総玉苫
北前より用意せくてそれを鏡やかてすいハ文王
北山桜玉の花のかつらよりをりしも詳に紅の寝近
にて式ぞ御年とし十七
水戸中納言光圀公 尾張にも家にハ方々の幟毛の衣
牧埋備後守なる御中さしたりしかハ 大樹公まもし
今此若君浄光寺の御殿そ清光院君北ハ
御額を拝して御頼有之もはや下光圀公
此の方有をましけり 杉もはいは上意をいやしく

に関しへは御饗應 上意ましくハ宗家はばかりの留
の地二条寺より一へハ光圀公 はじめはいはく御上意おそ
うつさうつりすまうすは来 大樹公 御年は若くして貴は
御若君浄光寺のさえ家にかかはる一 若君
に御生をつけて御貴子 こと候と思召れて 甲府
宰相 綱豊卿 阿りは若御君をみまけ甲府宰相
いやしくも思召れて尾張中納言 綱誠卿 阿りも見えし
理を知るにまけ尾張中納言をいやしく思召けり
紀伊中納言 綱教卿 これ阿りは是をとも 理をしるに

ゐまけ紀州中将をいやと思ひけり和哥山ニ
ゐ候ても其将が将に細操を何ともなく以て養
子のやうにおそろしき様と成りて行きしとへい
無隠ものをともへきはさうして申されけれは

水戸中納言光圀公船遊の際へ以鐵炮の
其後海上に於てつくしく鳴動いたし綱渡(?)
のつのきこえまて奉行中に此所の御前には所
並まて桃子に近く十町程まうし出立(?)民家へ馬
渡しかしれの船を召村屋の十郎正良又二郎(?)波

氣にて渡るを申さへいはんと怒(?)りは光は鐵炮の守
みまて阿やまちなく家太夫は来りさるこそのへと語
らせしかは漁(?)波静まりて出しも渡りしと云小猛(?)
ともかくもは漁(?)ひかりし浦(?)まで出る退石(?)も怒り
又阿(?)家大洋と云浦より漕船まて洋へ鐵
炮の海上徹して暴風吹出し大波の船
をとつくへきさへ危き事なりけれは何れも船の者とも
無念ながらそのまゝにて細(?)後(?)の事此(?)悔(?)も
光圀公船海へ出ると御沙汰も平生のやう

并ニ稲荷のまへにハやけ候を極ゞ丸申候
ハ河ら町まて清水谷又武府小石川の
御屋敷清水寺町出火致しハ所ゞ春日中
よりへハ何とかして佐吉兵衛又初の余炉
よりへハ此異まて此所しらひ此人むきゞ
所ゞ延焼も清水寺も此三ケ所ハ又近年火事多く
ともよりへしも又初の事ゝ此異まて此所ひ
しらひよきともよりきともにうつゝもすハ
勿論此近所急火ハ申して也少も此さつき

此清氣ち出ゝハ又河原先此ハ此寄始まり
細川殿御屋敷銀利御長北寺へ此入ハ出して
清流の大寺もハ白洲へ御城下此辺田へ
出火所ゝて諸人所ハて中ゝ此屋敷ハ
己へハ下定て此出ハやみ下りと燃え右衛
よみ候ひ所ゝ此出と社ハ此出の記ゝして出火
と華とたりハ又河原の年ハ近辺出火所ゝ
清所安ハ風下まて燃清先方へ吹あてひハ
此年すの大路ハ後の先き屋敷ゝ大火の儀を

かくて防ぎ申されし光圀公ハ御の様なさハ年始
ハ思ひよりて君の心にまかせいふらんも静かに
ら被仰出候て御老姿聞やしきらと御立派
人を以火消役の諸方へ仰付されしハ御手柄
深く防ぎれしとて勝氏一統ハ大方に防ぎて
ちりへうしき様子に成りし事とし其風をのぞき
ける御三家ハ尾張紀州の
御三家よりも彼火消しふへとて槇役出仕
て尋ねれバ光圀公に此所御用と成御三家の

火消御役を仰出されけるハ尾張の義ハ御屠
ともに防ぎの御用向にも被仰付候所々これ
有る様場に大勢のものも一同に火うち
果れてハ尾張の為何とかれます大騒ぎに
御家門の外にも紀伊におゐての御三家
此火消役被仰付に及び世右の場所も御免
川の外申にはそうして仕方火のしたたかり申し
紀州の御三家の御役へ仰付されけれバ場所を
御の力をもつて防ぎもつて出来申しつけ不

それは夜なかばかりにゆり出しは事ぞ
津波来れは大阪より一つとさへらさて
かしこ舟あるひはくにのりれはいきよ
く舟きうしと見ゆれてのつゐると皆し
かれは文何百年出火何りて此度数いろ
ともへ舟ある橋きやうに此事は乖まに總か
津波なと成事ともいふ下知よりて應とま
百出ゆ舟命を助けませ流れさせし紅も
こまで之防筋中は鶴方ゟ此月僕に見は

御の執光出ゟへ比かゟ見ゆへは大変の塚
大阪諸段あくるの見堀見候中智
ホ千人余菓て家宅は立ちころにてよ
かなひうらしれけしこまし言事(もちろ
之家の焼れは委夜も溢り出れれ言
庭の有れは何も出り西中れ此様は
これ程有へしと何そありける

日本政府圖書
内閣文庫
国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan